

告 示

埼玉県告示第四百七十五号

測量計画機関である埼玉県熊谷県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年五月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県熊谷県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（河川整備に伴う基準点測量）

三 作業地域

深谷市山河、深谷市針ヶ谷地内外

四 作業期間

令和四年五月一日から令和四年八月三十一日まで